

第26回農地総会議事録

開催日時	令和元年9月6日（金） 午後3時30分から午後5時10分		
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出席委員	西野 幸一・西本 統洋・池澤 誠・加藤 孝幸・高橋 政継・中島 義幸 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明 山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上18名		
欠席委員	廣井 千里 以上1名		
事務局出席者	長岡事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 竹内係長 ・ 谷川主任 ・ 尾崎主任 以上5名		
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥買受適格証明願の件 ⑦農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 ⑧農業経営基盤強化促進法の申請取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第26回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第1号議案・第2号議案机上配布資料 ○今後のスケジュール		

開 議 会 長	(議長高橋政継が、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今から第26回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告をいたします。廣井千里委員が欠席です。委員総数19名中1名が欠席で、出席委員が18名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。議事録署名委員は、中島義幸委員、中島正根委員の2名をお願いいたします。
議 議 長 谷川主任	ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は継続審議の案件も含め、全体で8件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、高知市池, 市街化調整区域, 登記地目田, 現況畑, 661 m²を, 譲受人の希望による経営拡大のため, 売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 なお, 申請地の一部に道路が敷設され, 一部碎石敷となっております。お手元の資料のうち, 右上に第1号議案・案件1と書かれている資料をご覧ください。資料左側の航空写真に, 現地の状況を図示しております。 現地確認は8月15日に担当区域の農地利用最適化推進委員及び事務局が行っております。現地の状況は資料右側の写真のとおりです。上の写真は申請地を南東方向から道路を撮影したもので, 下の写真は南西方向から碎石敷部分を撮影したものとなっております。 申請書の別添によりますと, 譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しております。また, 高知市以外にも, 南国市, 須崎市, 香南市, 中土佐町, 四万十町にも経営農地があることから, 各自治体の農業委員会に, 耕作状況について照会しましたところ, 全て耕作中もしくは保全管理されているとの回答でした。 なお, 今回の申請地では, 水稻を栽培する予定であるとのこと。

竹内係長	農機具については、耕運機など 11 台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5人の作業員を雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、影響はないと考えるとのこと。 案件1につきまして、少し補足をさせていただきます。第二事前審査会での審議の後、会の中で出た意見を参考にして、申請者にこの舗装されている部分については、農地に復元されるおつもりはございませんか、という質問をいたしました。この舗装されている部分については、譲渡人の自宅への進入路として舗装したものであり、これがなくなると自宅への進入に困るので、原状回復の予定はないということでしたので、その旨補足としてお伝えいたします。
谷川主任	続きまして、案件2は、一宮、市街化調整区域、登記地目山林、現況地目畑、1,236 m²外2筆、合計 3,392 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請でしたが、9月3日付けで申請内容を見直したいとのこと取下願が提出され、同日付けで受理しております。 なお、現地の状況についてですが、布師田の2筆のうち、北の1筆については、事前審査会後に担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局で現地を確認しましたところ、一部草刈りができていない部分や砂利敷きの駐車場となっている部分がありました。 また、下半分の一宮の申請地は、申請書提出時に申請者が示した位置は平地でしたが、事務局で航空写真と公図を照らし合わせて確認しましたところ、その平地よりさらに南西の山林と思われる場所でしたので、申請者に確認したところ、申請地は平地ではないとの回答でした。9月2日に、改めて担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局で実際の申請地を確認したところ、現地は竹藪状態で農地性があるとは認められませんでした。 このことについて申請者に指摘したところ、取下願が提出されたものです。当該取下願については、10月7日に開催予定の第27回農地総会でご報告させていただきます。 続きまして、議案書2ページから3ページにまたがります案件3は、高須、市街化調整区域、田、2,537 m²外4筆、合計 5,906 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのこと。 農機具については、トラクターなど計3台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は長年農作業の経験があり、夫も農業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響につきましては、これまでと同様に水稻を耕作していくので特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本件の譲受人は、香美市にも経営農地があることから、香美市農業委員会に耕作状況について照会しましたところ、全ての農地で水稻を耕作しているとの回答でした。

続きまして、案件4と案件5は譲受人が同じ関連案件のため、まとめてご説明いたします。

案件4は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、1,041 m²を、案件5は春野町弘岡中、田、1,024 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が案件4の、緑色に塗った所が案件5の申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地は全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど計6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と長男も農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、これまで通りの作目を耕作するため、影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件6につきましては、8月に開催いたしました第25回農地総会にてご審議いただきましたが、譲受人の経営農地のうち管理できていない農地があったため、全部耕作要件を満たしていないことから継続審議となった案件となります。前回の農地総会の後で申請者に草刈りをするよう指導し、事務局及び担当区域の農地利用最適化推進委員が草刈りされたことを確認しております。

それでは、申請の内容を再度説明いたします。案件6は、春野町芳原、登記地目宅地、現況畑、271.07 m²を譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転する申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、今回の申請地ではフキ、イモ、ニンニクを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど計4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は兼業農家として長年農作業の経験があり、譲受人の他に長女も農業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺と同様の耕作を計画しているので特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件7は、案件6と同様に8月に開催いたしました第 25 回農地総会にてご審議いただきましたが、譲受人の経営農地のうち管理できていない農地があったため、全部耕作要件を満たしていないことから継続審議となった案件となります。

前回の農地総会の後で申請者に草刈をするよう指導し、一部の農地を除いて草刈がされたことを、事務局及び農地利用最適化推進委員が確認しておりますが、それ以外の農地については、耕作条件不利地である旨、譲受人より申し立てがありました。申し立てのあった耕作条件不利地は複数あり、合計 2,133 m²となるため、譲受人の経営面積は、議案書の経営面積欄に記載されているとおり 2,907 m²となります。したがって、本件申請地の面積を含めても 3,297 m²となり、下限面積要件である4反を下回りますが、今回、第3号議案の案件 13 から案件 15 に本件譲受人を賃借人として利用権設定の申出が新たにでてきていることから、関連案件として一括して説明いたします。議案書は 13 ページをご覧ください。

案件 13 は、春野町仁ノ、田、760 m²を、案件 14 は春野町仁ノ、田、757 m²を、案件 15 は春野町仁ノ、田、730 m²を、いずれの案件も令和元年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。案件 13 から案件 15 までの利用権設定を受けようとする面積は、合計で 2,247 m²となります。

なお、案件 14 の申請地については、未相続地となっており、相続権者のうち過半数の同意があることを確認しております。

それでは、第1号議案の案件 7 の説明に戻りますので、議案書は3ページお戻りください。

先ほどご説明いたしましたとおり、現在譲受人の経営面積は 2,907 m²であり、案件7の申請地の面積が 390 m²、利用権設定を受けようとする面積が 2,247 m²ですので、利用権の設定が公告されれば譲受人の経営面積は合計で 5,544 m²となり、下限面積要件を満たすことになります。

それでは申請の内容について再度説明します。案件7は、春野町東諸木、市街化調整区域、畑、390 m²を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのこととです。

農機具については、トラクターなど計2台の大農機具を所有しているとのこととです。

譲受人は農作業の経験があり、譲受人の他に作業員を2名、臨時で雇用しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこととです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこととです。

続きまして案件8は、春野町東諸木、市街化調整区域、田、1,001 m²外2筆、合計 2,809 m²

	を、部分贈与、いわゆる生前贈与のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借り入れている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのこと。 農機具の保有状況については、トラクターなど計5台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり、妻も農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響については、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えとのこと。 なお、本件の譲受人の経営面積は、2,501 m²で、3条許可の下限面積である4反を満たしていませんが、本件が許可となりますと経営面積は合計で 5,310 m²となり、下限面積の要件を満たすこととなります。 以上、案件1につきましては、申請地の農地性について疑義があるため、農地法第3条第1項に該当しない場合があると考えられます。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えられます。案件2につきましては、申請が取下げとなりました。案件7につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画が10月1日に高知市より公告されますと、農地法第3条第2項各号には該当しないこととなるため、許可要件の全てを満たすと考えます。したがって、許可日は令和元年10月1日以降となります。案件3から案件6と案件8につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。各申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。 以上で第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第二、第三、第四の事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いします。
山崎委員	報告します。案件1については、事務局からの説明にもありまして、一部が通路として舗装されており、農地としては認められないため、不許可相当と判断しました。
議 長	次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	報告します。案件2については、事務局からの説明のとおり取り下げとなったそうですので、報告を省略します。案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いします。

川澤委員	報告します。案件4から案件8については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。案件1は、現在の状況に問題があるということです。先にこの件について審議いたします。案件1についてご意見や質問がありましたらお願いいたします。
西野委員	これは、分筆してもダメなのでしょうか。
竹内係長	この舗装されている部分と碎石敷きになっている部分がありますが、分筆していただいて、農地としてみなせる部分だけにさせていただいてから3条の申請をしていただければ、許可の対象として適当であると考えます。
	舗装されている部分等につきましては、例えば譲渡人の居宅への進入路としての4条許可の申請であれば、許可要件を満たすと考えますので、そういった形で別途に申請していただければ、一番スッキリするのではないかと思います。
議長	それでは、案件1は不許可とするか、1か月保留とするかという問題がありますが、この点にはご意見はございませんか。
西本委員	畑ではないということです。一部だけ許可ということはできない。全部不許可とするべきではないですか。この案件については不許可とすると。また、申請者が分筆してくれば、もう一度改めて審議すればどうでしょうか。そういうことで、今回は不許可ということで。
議長	案件1につきましては、不許可ということでよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長	案件1については、以上といたします。それ以外の案件3から8についてご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようですので、審議を終わります。それでは、案件1については、現地の一部が農地として耕作するとみなせない状況であるため、農地法第3条第2項第1号の規定に該当するものとして不許可とし、案件3から6と8については、許可することに、案件7については、利用権の設定が公告され次第許可とすることに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、そのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
谷川主任	今月は全体で3件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。

案件１と案件２は、申請の当事者が同一であり、転用目的も関連しておりますので、まとめてご説明いたします。先に現地案内図で位置関係をご確認いただいた方がわかりやすいと思います。お手元の現地案内図は、No.8をご覧ください。ピンクに塗っている所が案件１、緑色に塗っている所が案件２の申請地です。

案件１は、朝倉丙，田，411㎡外２筆，合計 1,037㎡を，通路及び資材置場に，案件２は，同じく朝倉丙，田，1,653㎡を太陽光発電施設に転用しようとするものです。申請が２つに分かれてはいますが，それぞれの申請が関連し合うものとなっています。

両案件とも，申請地は住宅団地に隣接した急傾斜地にあり，農地の区分としては，甲種，１種，３種のいずれの要件にも該当しない農地であることから，その他の農地として，第２種農地に該当すると判断しています。

それでは，それぞれの申請内容について，本日机上配布している資料に沿ってご説明いたします。お手元の資料のうち，右肩に①と書いている資料をご覧ください。

１枚目が案件１の事業計画書となっております。事業計画書によりますと，譲受人である株式会社ライフラインサービスは，太陽光発電事業を主な事業として経営している法人で，高知市内各地で工事を受注して施工しています。昨今，高知市内での需要が伸びており，適切な露天資材置場の確保が急務となっています。本件申請地は公道と資材置場まで進入路を経由して相当な距離が確保されているとともに，進入路以外に車両の乗り入れはできない地形であることから，盗難防止に役立つ地形になっているほか，近隣には，いのインターチェンジがあり，高知市内だけでなく，周辺の市町村への資材搬送にも最適な環境に位置しているため選んだとのこと。なお，８月２６日に開催しました事前審査会の時点では，現地は現状のまま整地のみで利用する計画となっているが，進入路として利用を予定している部分については，かなりぬかるんでいてトラックが通行できる状況ではないと思われるが大丈夫なのか，とのご指摘がありました。申請者代理人にその旨をお伝えしましたところ，現地確認のうえ，指摘のとおり進入路部分については土地が軟弱であることから事業計画を変更するとの回答があり，現在事業計画が変更となっております。

事業計画書の項目４，申請地の利用計画の④に記載されておりますとおり，軟弱な部分は厚さ１０ｃｍ程度の砂利敷きとし，項目７の転用にかかる費用の資金計画にも，砂利敷き費用が記載されております。

続いて，案件２の事業計画書の説明をいたしますので，お手元の資料を１枚めくってください。案件２の事業計画書になっています。

案件２は，案件１の申請地に隣接した場所を太陽光発電施設に転用する内容となっております。本件申請地を選んだ理由としては，申請地周囲は南向きの斜面であり，

日光を遮る物もなく、申請地周囲に被害を及ぼす恐れのある農地もないことから、太陽光発電の適地であるため、選んだとのこと。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、3枚目をご覧ください。案件1と案件2の位置関係がわかるように土地利用計画図を色分けしています。

青く塗っている部分が青線水路です。青線水路を挟んで東側のピンクで囲っている所が案件1の通路に転用する部分で、このうち西側の約3分の2程度の範囲に小さな点々で示されておりますのが砂利を敷く部分となっております。青線水路より西側のピンクで囲っている所が案件1の資材置場に転用する部分となり、緑色に囲っている所が太陽光発電施設に転用する部分となります。

案件1の申請地への進入経路としては、申請地東側に隣接する市道朝倉80号線から直接車両で乗り入れる計画となっております。

案件2の申請地への進入経路としては、案件1の申請地を利用することとなり、工事の際にも、今後のメンテナンスの際にも、案件1の申請地を利用する計画となっております。

したがいまして、案件1と案件2は、お互いに転用の必要性及び確実性の面で関連し合っている状態であり、どちらかの申請がダメになった場合、両方の申請が許可とならないこととなります。

案件1の青線水路を挟んで西側の資材置場に転用する部分は、永続的な露天資材置場として利用し、スチール杭やフェンス、金網及び鉄骨を、敷いた板の上に直置きする計画となっております。

青線水路を挟んで東側の進入路に転用する部分は、土地の形状そのものが進入路に適しており、露天資材置場及び案件2の太陽光発電施設の土地へ進入するために不可欠な位置にあることから、区画の形質変更は行わず、進入路として利用します。なお、先程もご説明しましたとおり、進入路に転用する部分は、市道付近の地盤は固いですが、奥まってくにつれ地盤が軟弱となっておりますので、軟弱な部分は厚さ10cm程度の砂利敷きとすることで車両が進入できるようにする計画となっております。

また、車両の回転場が取れないため、あらかじめバックで進入し、グレーチングのある青線水路付近からは人力で資材を運搬することとしています。したがいまして、車両が青線水路を横断せず、今回の転用に伴って、水路に蓋掛けをしないことから、青線は占用しないとのこと。

続きまして、青線水路より西側の資材置場スペースには、図面に示しているとおり、フェンス用の金網やスチール杭を置く計画となっております。現地案内図や土地利用計画図ではわかりにくいですが、資材置場のスペースは、斜面にある棚田で言うと、

2 段分使うことになります。

資料を 2 枚目めくっていただくと、現地の写真となっておりますので、参考までにご覧ください。

それでは、案件 2 の説明に移ります。お手元の資料は 2 枚戻っていただき、3 枚目の土地利用計画図をご覧ください。

緑色で囲っている所が、案件 2 の太陽光発電施設に転用する部分です。現状は、かなり荒れた状態の棚田ですが、こちらも特に造成はせず、整地のみ行い、太陽光発電パネルを 308 枚、パワーコンディショナーを 9 台設置する計画となっております。なお、資料左下にあるのが今回設置する太陽光パネルの断面図となっております。

資料を 3 枚めくっていただくと現地の写真となっておりますので、参考までにご覧ください。

それでは、被害防除計画のご説明をいたします。まずはそれぞれの申請地周囲の状況ですが、お手元の資料 4 枚目の申請地周囲の公図をご覧ください。

案件 1 の申請地はピンクに、案件 2 の申請地は緑色で囲ってありまして、青く塗っている所は青線水路、赤茶色に塗っている所は赤線道になります。

案件 1 の申請地のうち、資材置場の部分の周囲は、東側は青線水路を挟んで田及び畑と本件申請地の通路部分、西側は青線水路を挟んで休耕中の田、南側は宅地、北側は案件 2 の申請地となっております。

通路部分の周囲は、東側は高知市道を挟んで宅地、西側は青線水路を挟んで本件申請地の資材置場部分、南側は宅地、北側は畑となっております。

案件 2 の申請地の周囲は、東側は田、西側は青線水路を挟んで田、南側は案件 1 の申請地の資材置場部分、北側は赤線道を挟んで田、となっております。

周辺の状況については、申請地付近は南斜面の急傾斜地となっており、元々は棚田が耕作されていた地帯であるものと思われます。

今回の 2 件の申請地は、その急傾斜地の一番低い部分を含んで、斜面全体を広範囲に転用しようとするもので、申請地より低い部分は基本的に住宅団地になっているような状況です。

したがって、案件 1、案件 2、それぞれの申請地の周辺農地に対して、日照・通風による悪影響を及ぼすおそれは無いものと考えております。また、周辺農地の所有者からは、今回の転用についての同意書が添付されております。

なお、8 月 26 日に開催しました事前審査会の時点では、案件 1 の通路部分の北にあたる畑の所有者からは擁壁を築くことを条件とされていたため、同意書が得られていませんでした。その後、申請者の代理人が当該所有者に確認したところ、通路部分の

工事にあたり、掘削を行う場合は、北側農地の石垣が崩れるおそれがあるため、そのような条件を示したとのことで、代理人が今回の工事では掘削を一切行わないことを説明したところ、同意書をいただけたとのことです。

次に、排水に関する被害防除計画をご説明いたします。お手元の資料は1枚戻っていただき、3枚目の土地利用計画図をご覧ください。

両案件とも、生活排水が発生するような設備は一切無く、発生する排水は雨水のみとなります。両案件とも舗装をしない計画であるため、基本的には自然浸透により排水し、浸透しきらない雨水については、申請地に隣接している青線水路に排水するよう、申請地全体の勾配を調整することとなっております。

次に、他法令の関係の手続きについてご説明いたします。今回の申請は、建築物を建てない計画ですので、都市計画法の開発許可は不要です。

地区の土木委員の意見としては、排水の対策をしっかり行うこと。隣接する農道の擁壁が工事によって崩れることがないように補強すること。太陽光発電の反射光の影響等について、地元住民への説明会を実施すること、と伺っております。

続きまして、添付資料についてご説明いたします。

本件申請地は、いずれも第2種農地であるため、代替性の検討票が添付されております。

また、申請地から発生する雨水を青線水路に排水する計画であるため、水路管理者である、高知市の排水同意書が添付されております。

案件2の申請地は太陽光発電施設に転用することとなるため、経済産業省の設備認定通知書の写しが添付されております。

電気事業者関連では、系統連携の手続きが完了していることと、電力需給契約が締結していることが確認できる書類が添付されております。

資金証明書類として、ライフラインサービスの残高証明書が添付されており、両案件とも今回の転用に必要な資金を十分賄えることを確認しております。

最後に、8月26日に開催しました第一事前審査会で出たご意見の対応についてご説明します。まず、許可要件に関する点として、案件1の通路部分の北にある農地所有者の同意と、地盤がぬかるんでいる部分の対応については、先程ご説明したとおり対応していただきました。

続きまして、許可要件ではありませんが、土木委員の意見も踏まえ、事前審査会で申請者にお伝えして回答をいただくようにした件がありますが、申請者代理人からの回答をご説明します。

ご意見のありました1点目の、地元の住民の方への説明が十分でないと思われるの

で、地元説明会を開いてもらいたいという点については、転用の許可が出るまでは事業を実際に行うかは確実ではないので、許可後に説明会、あるいは個別訪問等により住民説明を行うとの回答でした。

2点目の、地元では農道の草刈りをするための組合を作って、年に2回、草刈作業を行っているのですが、転用者の法人についても、この組合に加入して、草刈りに協力してほしいという点については、1点目と同様、転用が許可となりましたら、地元の方と協議して、草刈作業にも協力します、との回答でした。

3点目の、現地の南側の排水路について、法面部分が石積みになっていて、これまでも何度か補修をしているため、転用によって石積みが崩れることのないよう対策を講じてほしいという点については、現地確認をしていただきましたところ、転用に伴う工事や、今後の利用によって破損した場合には、責任をもって対処いたします、との回答でした。なお、お手元の資料の7枚目に現地の写真を添付しております。

以上で、案件1及び案件2の説明を終わります。

続きまして、案件3は、春野町弘岡中、畑、474 m²のうち187.81 m²を、分家住宅を建築するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。

現地案内図は、No.9をご覧ください。青枠で囲んだ土地が申請地の筆で、このうちピンクに塗った所が転用する農地部分となります。

農地の区分につきましては、申請地は農振農用地区域内の農地ではなく、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、その他の農地として第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明しますので、お手元の資料のうち、②と書かれた資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、借人2名は夫婦であり、現在、貸人である母と祖母とともに居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたことや、共働きのため親からの扶助、また将来における親の介護のため、借人2名の母、義母である貸人の所有する農地で実家からも近い本件申請地を使用貸借により借り受け、自己住宅の用地に転用する計画を立てたものです。

続きまして、お手元の資料を1枚めくっていただき、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

計画の概要としましては、474 m²の土地のうち187.81 m²に、建築面積63.76 m²の木造2階建の住宅1棟及び駐車場2台分、物干し場等に転用する計画となっております。造成は、現況地盤から30 cmまでの盛土及び30 cmまでの切土を行い、南側、西側、北側にコンクリートブロックの擁壁を施工する計画で、整地は碎石を敷く計画となっております。

	おります。 申請地への進入は、東側の私道より進入する計画となっております。なお、この私道は土地利用計画図にも2項道路と記載されておりますとおり、建築基準法の適用を受けた道路とみなされた道で、土地所有者は一般公衆の通行を禁じることができなくなります。従いまして、通行承諾は特に必要ないと判断しております。 続きまして、排水計画についてご説明いたします。お手元の資料を1枚めくっていただき、3枚目の排水計画平面図をご覧ください。 雨水は申請地の南東、図でいいますとグレーに塗っている四角の右下にある敷地内集水枡に集積し、新設の埋設排水管を通じて、図の水色で塗っております南側の貸人所有の水路を経由して、図の紫色に塗っております市道埋設の公共用水路を通り、最終的に国道を挟んだ先にある青線水路に排水する計画となっております。 生活排水についてご説明いたします。お手元の資料は1枚戻っていただき、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。申請地北西、図でいいますとピンクに塗っている四角の右上に合併浄化槽を設置し、浄化槽からは、敷地内配管を通過させた後、雨水と同様に、最終的に国道を挟んだ先にある青線水路に排水します。 なお、貸人所有の個人水路につきましては貸人からの利用承諾書が、青線の水路への排水につきましては、水路管理者である高知市の排水同意書が添付されております。また、貸人からの排水管の埋設承諾書も添付されております。 周辺の状況としましては、東側は道路と宅地、北側、南側は申請地残地の農地、西側は農地となっております。周辺の農地は全て貸人の所有地であり、北側の農地については果樹がありますが、家族内で消費する程度の収穫であり、問題はないとの考えであると貸人より伺っております。従いまして、被害防除計画の対象となる農地は無く、本件転用に関して周囲に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。 その他、資金証明書類については金融機関の住宅ローンの事前相談の承認の書類が添付されており、今回の転用に必要な資金を賄える見込みはあります。 土木委員の意見につきましては、問題はないとの意見を事務局で確認しております。他法令については、高知市都市計画課に都市計画法第29条の開発許可申請中です。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一と第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。
西野委員	報告します。案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえて審議しました。事前審査会の時点では、隣地所有者の同意書が取れ

	ておらず、転用に同意しない理由について十分な説明が無かったため、隣地所有者が同意しない理由を確認するよう事務局に依頼し、許可の可否については結論を出しませんでした。同意書については整ったという報告がありましたが、本日改めて総会での審議をお願いいたします。
議 長	次に第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いします。
川澤委員	報告します。案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問があればお願いいたします。
大野会長	案件1と2ですが、排水計画図を見ると西の方に排水パイプが2か所ありますが、東の方には排水パイプが無い。これは、排水パイプは設置しないのですか。
長岡事務局長	私の方で現地確認いたしました。東側については、先ほどお話もありましたように、かなりぬかるんでいるということで、現在のところ、その水路については道路側溝的なもので、普段は水が流れていなく、農業用水路としての機能は果たしていないものと考えています。申請者の方でこの水路に水抜きは必要ないと判断したのではないかと推察いたします。
大野会長	西側のパイプだけで排水ができるということですね。
議 長	他にありませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。全ての案件につきまして、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
竹内委員	先ほどの説明では、隣地承諾書が無いと言いましたよね。
西野委員	事前審査会の時点では無かったけれども、今事務局が説明したとおり同意書はいただけました、ということです。
長岡事務局長	事務局の方からさきほど説明させていただきましたが、昨日同意書をいただきました。
西本委員	事業計画では、日付が8月8日となっています。我々が8月26日に事前審査を行った際には、このような内容ではなかったのに、後から差し替えたのか。 そもそもなぜ農業委員会事務局の職員が土木委員に計画の内容を伝えているのか。本来であれば申請者若しくはその代理人が現地で土木委員と立会して、事業計画を説明して意見を求めるべきではないのか。 また、土木委員の意見の取り扱いについても事務局に聞いたが、審査の要件にはな

竹内係長

っていないと言われた。そんなことでは事前審査にならないので、事務局はきちんとしてもらいたい。憤りを感じている。

事前審査会にかけける段階で調査等が十分じゃなかったんじゃないかということですが、一般的に申請内容につきましては、5条の許可申請等が出た場合には、事務局でも内容を確認いたしまして、明らかに誤りがある場合につきましては補正をしておりますけれども、ただ事前審査会までに全てを整えるのは、なかなか困難、ということではございます。

今回の件に関しましては、事前審査会の方にお諮りをいたしまして、ここはこういう問題があるんじゃないかというご意見を出していただき、それに応じて申請者にお伝えをし、補正をしていただいたということですので、まさに事前審査会がその役割を果たしたといえますか、事前審査会の中で問題点が洗い出されたというものであると考えております。

また、土木委員さんの意見については、現在どういう扱いにしているかという、申請が出てきた段階で、地元の農地利用最適化推進委員の方に、土木委員さんの意見をお聞きする必要はございますか、ということで、電話で確認いたしまして、それを受けて必要ということであれば、土木委員さんの方に確認をしております。

なお、土木委員さんの職務につきましては、高知市耕地課の方に問い合わせましたところ、耕地課の方で作成しております、高知市土木委員の業務についてという規定の中では、農地法第4条、第5条の許可申請について、土木委員の意見が必要と判断された場合に、農業委員会の会長から参考意見を求め、それについて回答するというふうに定められておりまして、書面で回答すること自体には全く問題は無いわけですが、これを義務化するというのはちょっと難しい、というふうに考えております。

西本委員

私はその時思いました。今まで土木委員の意見が必要とされる中で一番難しい、いわゆる農業振興地域の解除の申請のときは、必ず様式に土木委員の意見書を求めている。農地の転用の場合も同じではないですか。

これに対して、農地法なのか要綱なのかわかりませんが、今まで土木委員が意見を出していたことがナンセンス。不要な労力をかけていたということになります。必要なければ必要ないと言ってください。必要だから今まで継続して、文書に書いていなくても意見を求めていたから、事前審査までに間に合わせるように努力してきた。

それが今回、事前審査会の1週間以上前に事務局の職員から説明を受けました。申請者の代理人には話をしていると言う。

土木委員の意見が必要なければ、初めからそのように指導せよと。審査に必要なから今までずっとしてきたんじゃないですか。それを事務局あるいは担当者の考え

一つで、必要ないから求めなくてよい。それでいいのか。そのことをハッキリさせてください。高知市農業委員会として今後どのようにするのか。答えは今日でなくてもかまわない。検討して、あるいは他の市町村にも聞いて。私は必要と思いますが、不要であれば今後その必要性は書かないでよろしい、ということにしてもらったらいいいです。

それともう一点。1㎡以下についてはおかしいんじゃないですか。農地は1㎡以上について審議をしておりますよと。そういう単位がありますよと。今回も出ていますが、訊ねたら、実測をした測量図がでているので、そのとおりに表示しましたと。どのように取り扱っているのか。

以前私がこのことについてたずねた時には、他市町村に調査をしてくれました。私も関心がありましたので、県の西庁舎の担当職員にも聞きました。すると、それは各農業委員会の取り扱いによると。こうという計画はない。指導はない。実測で申請しても。

申請者が書いてきたからそのとおり、ということであればそれでもよい。でも、ここにもルールというものがある。「郷に入れば郷に従え」という言葉もある。

この2点について回答願いたい。今日でなくてもかまわない。

竹内係長

今現在の事務局の考え方についてご説明いたします。それについて妥当かどうかについては、日を改めてご協議いただければと思います。

現在、農地利用最適化推進委員に土木委員さんの意見は必要ですかということをお聞きして、土木委員さんの意見をお聞きしている理由についてですが、農地法の第5条の場合ですと、こういう場合には許可できない、という不許可についての規定がございます。その中で、周辺の農地の営農に悪影響を及ぼすおそれがあることについて規定されており、例えばどういうことかということ、土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと、或いは、農業用排水路が有する機能に支障が生じる等の悪影響を及ぼさないこと、というふうに規定されております。

土木委員さんの方が、用排水施設の管理ということでは一番詳しいだろうというところでお聞きしているところがございます。地元のことを一番よく理解しておられる委員さんでございますので、重要な参考意見となりうるもので、それを受けて判断をしていただくのは、あくまで農業委員、農地利用最適化推進委員ということでございますので、土木委員さんのご意見につきましては、事前審査会或いは農地総会の方でご紹介させていただいて、それをもとに審議をさせていただいているというような認識です。

西本委員

もう一つ付け加えます。この申請が令和元年8月6日ということは、後で書き直し

	たということじゃないですか。26 日を過ぎてから提出されたものじゃないですか。事務局の落ち度も何も無いようなことにしてキレイに済ませるということはどういうことですか。
竹内係長	事業計画書に記載のある 8 月 8 日という日付については、申請書と最初の事業計画書が提出された日でございます。
西本委員	記載された内容が違ふのなら、そうではないでしょう。
竹内係長	その内容を補正していただいたということです。提出日は 8 月 8 日そのままにしておりますが、どちらが正しいのかについては、また県の方と統一をしていきたいと思ひます。
西本委員	それはおかしい。申請の時に整ってなければ、再検討するとかそういうことで、書類上で書かないといけなひでしょう。これで全部通してしまふのか。
長岡事務局長	先ほどの小数点以下のお話につきましてですけれども、今回の議案書の 3 ページをご覧いただきまして、案件 6 でございますけれども、土地の面積が 271.07 m²となっております。こちらについては、元々の地目が宅地ですので、登記簿の面積が 271.07 m²と記載されているその全面積を、今回このような手続きをしたいということで、現況が畑ということで申請が出てきています。こういったケースもございますので、小数点以下の取り扱いについては、こういった事例も踏まえて検討して、また回答させていただきたいと思ひます。
西本委員	地目が宅地であれば、法務局も小数点以下まで求めるようにしています。だから出ていると思ひます。でも農地として取り扱う以上はどうするか。農地として審議をしていますので。宅地として審議しておりませんので。そこも踏まえて十分に検討してください。
議 長	それでは、全ての案件につきまして、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定することについて、ご異議ありませんか
委 員	(異議なし)
議 長	全ての案件につきまして、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。 次に、第 3 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 (山崎委員退席)
谷川主任	今月は全体で 17 件の申請が出されております。内訳は、所有権移転の案件が 2 件、利用権の新規設定が 10 件、更新設定が 5 件となっております。議案書は 7 ページをご覧ください。所有権移転の総括表を掲載しております。

今月は、所有権を移転する者が2人、所有権の移転を受ける者が2人で、所有権転を行う農地は田が3筆で2,217㎡です。

次に、議案書は8ページをご覧ください。利用権設定の総括表を掲載しております。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が18人で、延べ18人、利用権の設定を受ける者が13人で、延べ18人となっております。

土地の内訳は、田が29筆で21,947㎡、畑が4筆で6,782㎡、合計33筆で28,729㎡です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が18筆で19,472㎡、更新設定が15筆で9,257㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、最初に所有権移転の案件からご説明します。議案書は9ページをご覧ください。

案件1は、針木西、田、1,064㎡外1筆、合計1,844㎡を、売買により所有権を移転しようとするものです。

本案件は、平成31年1月4日に譲渡人よりあっせんの申し出があり、令和元年8月5日にJA高知市朝倉支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。なお、売買価格については総額200万円となっております。議案書に記載している金額は1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

また、譲受人である有限会社川淵牧場については法人ですが、農用地利用集積計画書により、農地所有適格法人の要件を備えている法人であることを確認しております。

続きまして、議案書は12ページをご覧ください。

案件10は、議案外報告④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件2と申請地が同一の関連した案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。議案書は30ページをご覧ください。

案件2は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、373㎡を、農地法による賃借権を合意解約したものです。令和元年8月1日付で合意解約通知が提出され、同日付で受理しております。

それでは、第3号議案の案件10の説明に戻ります。議案書は、12ページにお戻りください。

案件10は、春野町弘岡下、田、373㎡を、売買により所有権を移転しようとするものです。本案件は、平成30年2月6日に譲渡人よりあっせんの申し出があり、令和元年8月2日に事務局内にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。なお、売買価格については総額226,000円となっております。議案書に記載

している金額は1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

所有権移転の案件については以上です。続きまして、利用権の新規設定の案件のみご説明いたします。議案書は11ページにお戻りください。

議案書11ページから12ページにまたがります案件7は、春野町弘岡下、田、1,110㎡外1筆、合計2,323㎡を、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、案件8は春野町弘岡下、田、3,631㎡を、令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、案件9は春野町弘岡下、登記地目田、現況畑、3,163㎡を、令和元年10月1日から令和21年9月30日までの20年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の賃借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、亡き父の経営していた農地を引き継ぎ耕作しており、農地については相続手続き中であるとのこと。申請地では既存のハウス等施設を修繕し、繁茂している雑草等を伐採してキュウリを栽培する予定であるとのこと。

続きまして、案件11は春野町西分、田、996㎡外2筆、合計2,819㎡を、令和元年10月1日から令和11年9月30日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして議案書13ページにまたがります案件12は、春野町西諸木、田、938㎡外1筆、合計2,409㎡を、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の賃借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、父と祖父名義の未相続の農地があり、自家消費程度で野菜を栽培しており、今回の借入地でも野菜を栽培し、経営を拡大していくとのこと。

案件13から案件15につきましては、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」の案件7の関連案件として先にご説明しましたので、省略いたします。

続きまして議案書14ページにまたがります案件16は、春野町仁ノ、田、99㎡外4筆、合計1,614㎡を、令和元年10月1日から令和21年9月30日までの20年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の賃借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、賃借人は昨年より今回申請地でキュウリを栽培しているとのことで、引き続きキュウリを栽培していくとのこと。

また、5筆のうち2筆は未相続地になっており、相続権者のうち、持分が過半数と

	なる方からの同意があることを事務局で確認しております。 続きまして案件 17 は、春野町森山，登記地目田，現況畑，1,266 m²を，令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。 以上，更新案件も含めて，計画の内容は，経営面積・従事日数等，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。 全ての案件について，本会で計画が妥当なものと決定されますと，令和元年 10 月 1 日付で高知市が公告し，効力が発生するものです。 以上で第 3 号議案の説明を終わります。
議 長	第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一，第二，第三，第四事前審査会です。まず，第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いします。
西野委員	報告します。案件 1 については，計画は妥当と認めました。
議 長	次に，第二事前審査会の久保田副委員長から報告をお願いします。
久保田委員	報告します。案件 2 から 3 については，計画を妥当と認めました。
議 長	次に，第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内委員	報告します。案件 4，5 については，計画を妥当と認めました。
議 長	次に，第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いします。
川澤委員	報告します。案件 6 から 17 について，計画を妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見，ご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見，ご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件について，計画が妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(意義なし)
議 長	全ての案件について，計画は妥当なものと決定いたします。 続きまして，議案外の報告を一括してお願いします。
谷川主任	まず，①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は 16 ページをご覧ください。 今月は 4 件の届出が出されております。地区の内訳は，議案書 19 ページにまたがりまして旭が 2 件，議案書は 21 ページにまたがりまして五台山，高須，春野が混在した案件が 1 件，春野が 1 件となっております。 当該案件について，担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき，事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は23ページをご覧ください。

今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が2件、秦が1件、鴨田が1件、潮江が1件となっております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は25ページをご覧ください。

今月は17件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が3件、議案書は26ページにまたがりまして潮江が2件、中央が1件、五台山が1件、長浜が1件、議案書は27ページにまたがりまして一宮が6件、議案書は28ページに移りまして高須が3件です。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

なお、このうち、別の議案外報告と関連した案件がございます。議案書は27ページにお戻りください。

案件11は、議案外報告⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件の案件1と申請地が同一の関連した案件となっておりますので、併せてご説明させていただきます。議案書は39ページをご覧ください。

案件1は、令和元年7月9日に譲受人1名で農地法第5条の届出を受理しております。その後、申請者代理人より夫婦2名で持分2分の1ずつの共有地として改めて申請をしたいとの申し出があり、取消願いが提出され、これを受理したものです。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は30ページをご覧ください。

第3号議案の説明の際に関連案件としてご説明した案件もありますが、それらも含めてご報告いたします。

今月は、3件の合意解約通知が出されており、地区の内訳は春野が3件となっております。全ての案件について、農地法施行規則第68条第2項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は、32ページをご覧ください。

今月は13件の申請が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、潮江が3件、一宮が1件、議案書は33ページに移りまして大津が1件、議案書は35ページにまたがりまして春野が7件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして⑥買受適格証明願の件についてご報告いたします。

まず、買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売に際して、売却する物件が農地である、又は農地が含まれている場合、その農地を申請者が買い受けることができることの証明です。

競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可または農地法第5条許可が必要となります。仮に入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受け、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受けが出来なかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者は、落札した場合に農地法第3条許可または農地法第5条許可を受けることができるという、許可権者の証明をあらかじめ添付して入札に参加することとされているものです。

それでは、案件の説明に戻ります。議案書は37ページをご覧ください。

案件1は、春野町秋山、田、1,014㎡について、高松国税局が行う公売に参加するため、買受適格証明願が提出されたものです。

農業委員及び担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認と、問題なしとの意見を踏まえ、事務局長専決処理により証明書を交付しております。

続きまして、⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は39ページをご覧ください。

今月は1件の申請が出されておりますが、議案外報告③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件の説明の際に、関連案件としてご説明いたしましたので、内容の説明は省略いたします。

続きまして⑧農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正の件についてご報告いたします。議案書は41ページをご覧ください。

案件1の介良丙、登記地目田、97㎡外1筆、合計300㎡の対象地は、前回の農地総会でもご説明しましたとおり、農地法第3条により第三者と賃借権が設定されているため、利用権の設定ができない状態でした。当該権利者と農業委員を含めて当事者で

議長 委員 議長	協議を行ったところ、賃借権の解除の目途が立たないことから、8月1日付けで取下げ願いが提出され、8月2日に受理したものです。 以上で議案外報告を終わります。 議案外報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。
事務局報告 岩崎次長	(令和元年度今後のスケジュールについて説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は10月7日(月)を予定しております。
閉会 議長	本日の議案は、全て終了いたしました。 以上で、第26回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後5時10分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 2 年 4 月 7 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

中野正根

議事録署名委員

中島義幸

議事録作成者

尾崎 哲雄